



# 兵庫県文化財保存活用大綱

—歴史文化遺産を未来に伝えるために—

令和2年3月  
兵庫県教育委員会



# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 大綱策定の背景と目的</b>	<b>2</b>
1 歴史文化遺産を取り巻く社会情勢	2
2 文化財保護法の改正	2
3 大綱策定の目的	2
4 本大綱の対象	2
5 国・県・市町・所有者等の役割	3
<b>第2章 兵庫県における文化財の現状</b>	<b>4</b>
1 歴史文化の現況	4
2 文化財の概況	6
<b>第3章 兵庫県における文化財保護の取組み</b>	<b>7</b>
1 兵庫県文化財保護審議会からの提言を踏まえた方針の決定	7
2 保護の取組みの概要	7
3 歴史文化遺産活用構想に基づく取組みの実施	7
4 県内市町・大学等と連携した取組みの推進	8
5 県が策定する計画と連携した取組みの実施	10
6 防災への取組み	12
<b>第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題</b>	<b>13</b>
1 多様で幅広い歴史文化遺産の保護への対応	13
2 歴史文化遺産の積極的な活用	13
3 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保	13
4 歴史文化遺産を未来に伝える仕組みの構築	14
5 歴史文化遺産の魅力発信の強化	14
<b>第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念と基本方針</b>	<b>15</b>
1 基本理念	15
2 基本的な取組み方針	15
<b>第6章 基本方針別の取組みの方向性</b>	<b>16</b>
基本方針1 歴史文化遺産の確実な保存対策の実施	16
基本方針2 歴史文化遺産の積極的な活用	18
基本方針3 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保	19
基本方針4 歴史文化遺産を未来に伝える体制の整備	20
基本方針5 歴史文化遺産の魅力発信の強化	21

## 別 表

- 1 文化財の保存・活用の体制

## 参 考 資 料

- 1 大綱策定までの経過
- 2 県の文化財保護の体系
- 3 指定・登録文化財の県内件数
- 4 兵庫県内における主な文化財調査一覧

## はじめに

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海に面し、豊かな自然や風土に恵まれるとともに、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国は、古来より日本の政治経済の中心地である近畿地方に属することから、多様な歴史文化が育まれ、多様な歴史文化遺産が残されている。

しかし、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により多数の文化財を喪失したことから、その後の少子高齢化・人口減少社会による担い手不足を見据えて、文化財が地域社会の再形成に寄与できるよう平成15年から歴史文化遺産活用構想を策定して、その取組みを進めてきた。

一方、我が国全体でも、経済や文化、人口の東京一極集中が進むとともに、少子高齢化による伝統行事の担い手不足、歴史的建造物の維持管理が困難となる事態が生じ、また、多発する自然災害によって文化財が滅失している。

また、今後、グローバル化が進展する中でも、日本としてのアイデンティティの確立のためには、多様な地域の歴史文化遺産を保存し、積極的に活用することが不可欠となっている。

こうしたことを踏まえ、平成30年6月に文化財保護法が改正され、文化財の保存活用に社会総がかりで取り組む方向性が示され、そのための具体的な施策として、都道府県が文化財保存活用大綱を策定することとされた。

兵庫県教育委員会では、平成31年2月に策定した第3期ひょうご教育創造プランの中で、ふるさと意識の醸成のために、本県の豊かな歴史文化遺産を保存活用することを位置づけており、その具体化のための指針として本大綱を策定した。

本大綱が、これからの人づくり、地域づくりのための歴史文化遺産の保存・活用指針となることを期待する。

# 第1章 大綱策定の背景と目的

## 1 歴史文化遺産を取り巻く社会情勢

現在日本が直面している人口の都市部への一極集中、少子高齢化に伴い、多自然地域はもとより、各地で地域の担い手不足が顕在化し、貴重な歴史文化遺産の保存、滅失・散逸等の防止が喫緊の課題となっている。

また、グローバル化が進展し、世界の様々な価値観に触れる機会が増加する中、我が国のアイデンティティを確立するためには、その源となる地域に埋もれている未指定を含めた有形・無形の歴史文化遺産の価値をあらためて見出し、積極的に保全し活用する重要度が増している。このことは、今地域が抱えている最重要課題である地域の活性化を図る地域創生にもつながるものである。

## 2 文化財保護法の改正

文化財を取り巻く厳しい社会情勢を背景に、平成29年12月、文化審議会から、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」が答申された。これを踏まえ、平成30年6月に文化財保護法(以下「法」という。)が改正され、都道府県では文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)の策定が、市町村では文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の作成と文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。これにより、様々な人々と共に文化財を地域総がかりで守り、活用するという、今後の文化財の保存・活用に向けた新たな方向性が示された。

## 3 大綱策定の目的

本大綱は、法第183条の2の規定に基づき、県が、市町や関係機関、民間団体等とともに、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を未来へ伝えていくため、その保存と活用を推進するための指針を定めるものである。

各市町は、本大綱を踏まえた上でそれぞれの課題解決のための地域計画を作成する。所有者は市町等の支援のもと、保存活用計画の作成とそれに基づく円滑な運用を行う。

本大綱については、社会情勢の変化や上位計画の変更等、必要に応じて見直しを行う。

## 4 本大綱の対象

本大綱が対象とするのは、下記の「歴史文化遺産」とした範囲である。このうち法および県文化財保護条例(以下「条例」という。)に関わる場合には、「文化財」の用語を使用する。

### 文化財

法第2条に定めのある文化財(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)及び第92条に定める埋蔵文化財、第147条に定める文化財の選

定保存技術である。国や地方公共団体に指定等されていないものも含む。

ただし、県の行う指定等の保護措置については、条例第2条に定める文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物）が対象である。

### 歴史文化遺産

先人によって生まれ現代まで伝えられた知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境を総体的に把握した概念であり、地域文化の構成要素として多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的遺産群を指す。

地域にとって重要であり、次世代に継承していくべき生活文化や国民娯楽などの文化的所産も含まれる。

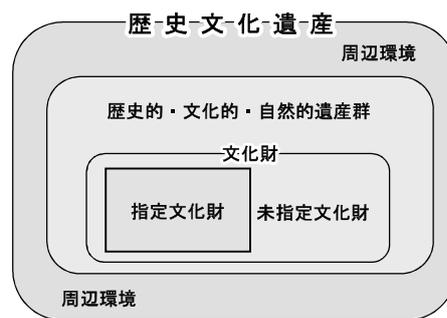


図 歴史文化遺産の範囲

## 5 国・県・市町・所有者等の役割

法および県・市町の条例等に基づく文化財保護に係る主な役割は以下のとおりである。

表 文化財保護に係る主な役割

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財の指定等、登録文化財の登録</li> <li>・国指定文化財の現状変更等の規制等</li> <li>・国指定文化財の修理等に関する指示・命令および補助</li> <li>・有形文化財の管理・修理等の技術的指導</li> <li>・文化財保存活用地域計画の認定 等</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用大綱の策定</li> <li>・県指定文化財の指定、県登録文化財の登録</li> <li>・県指定等文化財の修理等に関する指示、勧告等</li> <li>・国・県指定等文化財の修理等への補助</li> <li>・市町等に対する広域的な観点からの助言・援助</li> <li>・市町等に対する計画策定、広域連携への支援</li> <li>・銃砲刀剣類登録業務や防犯にかかる県警本部との連絡 等</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画の作成</li> <li>・市町指定文化財の指定等</li> <li>・市町指定文化財の修理等に関する指示等</li> <li>・国・県・市町指定文化財の修理等の補助</li> <li>・文化財保護のための地域活動の推進</li> <li>・管理団体として国指定文化財の管理、修理</li> <li>・文化財保存活用支援団体の指定 等</li> </ul>
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の管理・修理・公開</li> <li>・個々の文化財の保存活用計画の作成 等</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の行う文化財保護の活動への協力</li> <li>・所有者とともに文化財の保存・活用の支援 等</li> </ul>

## 第2章 兵庫県における文化財の現状

### 1 歴史文化の現況

兵庫県は、約 8,400 km<sup>2</sup>の広大な県土をもち、北は日本海に、南は瀬戸内海に面する。県中央部には、中国山地が東西に横たわっており、山地は県域の8割以上を占める。低地は、県北の但馬地域では円山川中流域の豊岡盆地、県南西部の播磨地域では加古川・市川・揖保川・千種川の各河口に広がる播磨平野、丹波地域では篠山盆地、摂津地域では六甲山東方の武庫低地などに代表される。

北部は冬の季節風による降水が多い日本海式気候、南部は一年を通じて降水量が少ない瀬戸内海式気候である。

兵庫県は、古代から政治的・経済的な中心地である畿内周縁部に位置し、摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の旧五国からなる。地理的・歴史的背景の異なる各地域には、以下に例示するように歴史文化が重層的に残り、その総和が兵庫県の多様性に富んだ姿といえる。



図 兵庫県内の旧五国(『兵庫県史』第1巻掲載図を加工/点線は古代の国境)

#### (1) 摂津地域

阪神・淡路大震災で文化財も大きな被害を受けた地域である。伊丹・西宮・灘地域は江戸時代から続く全国最大規模の「酒造り」の地域で、その繁栄の背景には、六甲山の急流を利用した水車精米や宮水、天然の良港、丹波杜氏など、自然や人に恵まれていたことがあげられる。古代からの海上交通の拠点であった大輪田泊(後の兵庫津・神戸港)周辺には、平清盛の福原遷都や源平合戦、楠木正成と足利尊氏の湊川合戦に係る遺跡が、また川西市多田には摂津源氏の礎を築いた源満仲ゆかりの史跡などが残る。中世に国際貿易港として発展する兵庫津は、その後近世にも西日本の物流の拠点として繁栄し、初代兵庫県庁が置かれ県名の元となっている。

兵庫津から発展した近代の神戸港は、開港後海外からの文化の窓口として発展し、北野地区の重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)など洋風建築が多数残る。また経済の中心でもあった大阪との間には「阪神間モダニズム」が花開き、近代化遺産や多数の美術工芸品コレクションが今に伝わる。

伝統文化としては、西部に伝わる鬼追いの行事や東部の海岸部を中心にダンジリが伝わる一方で、南京街の春節祭や関帝廟、キリスト教会、イスラム教モスクなどの建築物など「多文化が共生」する地域でもある。

#### (2) 播磨地域

「播磨国風土記」に記された地域で、古代の地名や伝承がほぼ全域に残る。巨大な前方後円墳が築かれ、大和政権の石棺の材料に多用された「竜山石」などの採石場や数多くの

石造品を伝える「石の文化」の地域である。山陽道に伴う多くの駅家跡や仏教寺院が残り、古代から続きたたら製鉄の跡や、白旗城跡や置塩城跡など赤松氏関連の山城等も多く残る。また、古代～中世には須恵器の一大生産地として、また近世には、塩、醤油、皮革、播州木綿、釣針、金物、算盤などの特産品が発達する製造業が盛んな地域でもある。

近代には、日本初の高速産業道路といわれる生野鉾山寮馬車道跡や、印南野のため池群への疏水など、近代化遺産も数多く残る。

建造物では、世界文化遺産でもある「姫路城」の5件を始め、鶴林寺本堂・太子堂、浄土寺浄土堂、一乗寺三重塔、朝光寺本堂、太山寺本堂の県内11件の国宝がすべて播磨地域にあり、明石城跡、赤穂城跡などの近世城郭も多数残る。龍野城下では醤油造りで発展した街並みが残り、重伝建地区となっている。

伝統文化では、中世から伝わる上鴨川住吉神社の神事舞のほか、ヒトツモノ、王の舞、播州歌舞伎などの芸能、屋台祭礼、船祭りをはじめとする多彩な祭り・行事を伝える。

### (3) 但馬地域

特別天然記念物のコウノトリやオオサンショウウオが生息する自然が豊かで、「人と自然が共生」する地域である。また、大型古墳である池田古墳・茶すり山古墳等が築かれ、古代から山陰道・日本海を介して世界へ通じる重要な地域であり、中世の山名氏関連遺跡や戦国期の山城も数多く残る。街並みとして、出石の城下町や養父の三階建ての養蚕農家は重伝建地区に、生野鉾山と鉾山町は県内で唯一重要文化的景観に選定されている。また、城崎温泉は温泉街として独特の文化的景観が残る。

自然の豊かさを示すように生野・神子畑・明延等には「鉾山関連遺産」が残り、山陰海岸が世界ジオパークに加盟し、円山川下流域がラムサール条約の登録湿地であるなど、地球規模の貴重な地質や地形が残る。

伝統文化ではざんざか(ざんざこ)踊りや三番叟、因幡地方とのつながりを示す麒麟獅子舞などがある。

### (4) 丹波地域

七日市遺跡等県内で唯一約3万年前から人間活動の痕が認められる地域である。

丹波篠山・福住の重伝建地区、丹波市柏原など城下町や宿場町といった歴史的な街並みや柏原八幡神社などの建造物も良好に残る地域である。また、日本六古窯の一つである丹波焼をはじめ、丹波布、黒豆など伝統的な「特産品」に恵まれ、檜皮採取や檜皮茸といった伝統的な「技術」が伝承されている地域である。

伝統文化では、田楽など中世的な芸能や農村歌舞伎に関わる三番叟や京都からの文化伝播を伝える曳山祭礼が伝わっている。

### (5) 淡路地域

「国生み神話」に由来する神社や地名が多数分布する地域で、古代から「御食国(みけつくに)」として海産物を中心に豊富な「食材」を産出する地域である。また、弥生時代には古式の銅鐸7点が舌とともに一括出土した松帆銅鐸や、国内最大規模の鉄器製造遺跡である五斗長垣内遺跡・舟木遺跡等が残る。

中世には、守護細川氏の養<sup>や</sup>宜<sup>ぎ</sup>館<sup>やかた</sup>や安宅氏関連の山城に加え、洲本城（上の城）がある。これらは、淡路の水軍との関連が深いことが考えられる。江戸時代末期～明治・大正時代には明石海峡や紀淡海峡に築かれた台場・砲台跡が多数残るのも特色である。

淡路人形浄瑠璃に代表される無形の文化財やダンジリなど伝統行事が多数傳承されている。また伝統的な産業としては江戸時代から続く淡路瓦や線香があり、高田屋嘉兵衛など海運業で活躍した地域でもある。

## 2 文化財の概況

県内には国指定文化財が 594 件あり、全国で 6 番目の数である（令和元年 10 月 1 日現在、文化庁 HP による）。国登録文化財は 684 件（全国 2 位）、県指定文化財は 864 件、県登録文化財は 22 件である（内訳及び名称等については参考資料 2・3 を参照）。

### （1）有形文化財

建造物は、国指定 109 件（全国 4 位）、国登録 702 件（全国 2 位）、県指定は 208 件であり、国指定が多いのは畿内およびその周縁部に位置することによると思われる。

美術工芸品は国指定 359 件で、特に阪神間の富裕層によるコレクションが多い。県指定は 351 件である。

### （2）無形・民俗文化財

無形文化財は国指定 3 件、県指定 4 件であり、名塩や杉原の伝統的な紙漉き技術が伝わる。民俗文化財は国指定 14 件、県指定 69 件であり、五国の多様な文化を反映した民俗芸能や祭り・行事が多数伝わっている。平成 29 から令和元年度にかけて実施した調査では 3,000 件を超える祭り・行事が伝えられていることがわかっている。

### （3）記念物

史跡は国指定 54 件、県指定 94 件である。名勝は国指定 10 件、県指定 19 件、天然記念物は国指定 17 件、県指定 119 件である。特に城跡については、世界文化遺産姫路城をはじめ、22 城が国史跡に指定され全国最多である。篠山城跡や明石城跡、赤穂城跡など近世の石垣造りの城跡のほか、竹田城跡や赤松氏・山名氏などに関連する中世の山城跡が多い。また、西播磨や但馬など自然豊かな地域を中心に天然記念物の樹木が多いのも大きな特徴である。

### （4）伝統的建造物群保存地区・文化的景観

重要伝統的建造物群保存地区として、神戸市北野町山本通（港町）、篠山市篠山・豊岡市出石（城下町）、篠山市福住（宿場町・農村集落）、養父市大屋町大杉（山村・養蚕集落）、たつの市龍野（商家町・醸造町）の 6 地区、重要文化的景観として、生野鉾山及び鉾山町が選定されるなど、多様な町並みが残されている。

### （5）その他

日本遺産（全国最多の 8 件）のほか、近代化遺産、近代化産業遺産、日本農業遺産、土木遺産、近代土木遺産、世界かんがい施設遺産など様々な分野の歴史文化遺産が認定されている。

## 第3章 兵庫県における文化財保護の取組み

### 1 兵庫県文化財保護審議会からの提言を踏まえた方針の決定

昭和39年に県文化財保護条例が施行され、県教育委員会の附属機関として兵庫県文化財専門委員が設置された。その後、昭和51年に県文化財保護審議会条例が施行され、同審議会が文化財の指定等の重要事項を審議するとともに、適宜、県教育委員会の歴史文化遺産の保護の取組み指針となる建議・提言を行っている。

表 文化財保護審議会による建議・提言（平成元年以降）

年 月	内 容
平成5年12月	こころ豊かなふるさと「兵庫」づくりの推進 —文化財保護の当面の課題—（建議）
平成7年3月	文化の継承と再生に向けて（緊急提言）
平成12年10月	次世代への継承と新しい文化の創造のために —21世紀における兵庫県の文化財行政について—（建議）
平成12年10月	循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について（建議）
平成14年2月	全ての分野の文化財の活用を促進する枠組みの必要性について（提言）
平成25年7月	兵庫県文化財保護条例制定50周年を迎えて —地域の文化を発展的に受け継ぐために—（提言）
平成31年2月	兵庫県文化財保存活用大綱策定にむけて（提言）

### 2 保護の取組みの概要

#### 文化財の調査

昭和40年代以降、県内に分布する各分野の文化財について、国、県、市町、研究者等とともに悉皆調査を進めてきた（参考資料4参照）。実態を把握するとともに、調査結果をもとにした価値付けにより、計画的な指定等の保護措置につとめている。

#### 文化財の指定等

昭和39年に定めた兵庫県文化財保護条例により、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4分野のうち本県にとって重要なものについては、文化財保護審議会の意見を参考に指定の措置をとってきた。また、保存と活用が特に必要な建造物については、平成18年度以降、登録制度による保護措置も進めている。

#### 指定等文化財の修理・防災対策等への財政的支援

国・県指定文化財及び県登録文化財の保存修理及び防災事業、国指定史跡用地買上事業、埋蔵文化財の保護のために行う発掘調査等の事業については、県教委が所有者に対し財政的な支援を実施している。

### 3 歴史文化遺産活用構想に基づく取組みの実施

前記のように文化財の保護に取り組んできたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災で未指定を含め多くの文化財が滅失したことを教訓とし、平成15年に歴史文化遺産活

用構想を策定した。

歴史文化遺産の活用は、「魅力あふれる地域づくり」（「地域おこし」と「まちづくり」）及び「地域を愛するひとづくり」（「学舎づくり」と「ふるさと観づくり」）の方向で行うのが有効と考え、以下の4段階に応じた施策として、次頁表に示す事業を行ってきた。

① 地域において歴史文化遺産の保存・活用に携わる人材を育成する。

- ・ヘリテージマネージャーの育成
- ・考古学者などサポーターの養成

② 育成した人材を活用して歴史文化遺産についての基礎的な情報を収集するための調査研究を行い、歴史文化遺産の評価を定める。調査成果を広く公開し、価値の共有を図る。

- ・県内歴史文化遺産のデータベースの構築

③ 歴史文化遺産の保存・活用計画の策定を支援する。

- ・歴史文化遺産活用ガイドラインの策定

④ 活用事業をプロデュースし実践を支援する。

**【拠点施設等の整備】**

- ・県立歴史博物館（昭和58年4月開館）
- ・県立考古博物館（平成19年10月開館）
- ・ひょうご歴史研究室（平成27年4月設置）

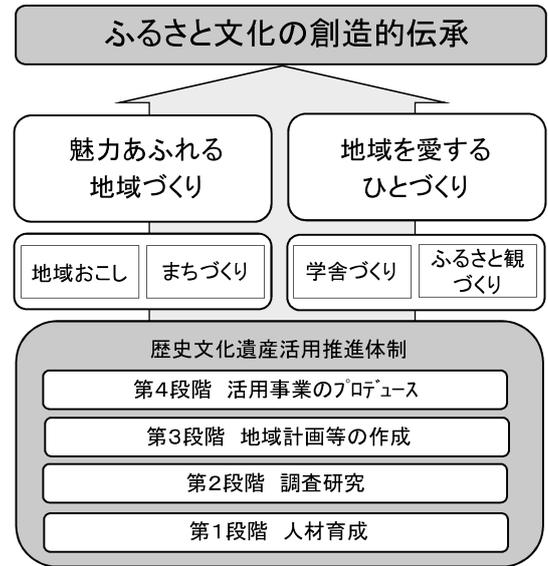


図 歴史文化遺産活用構想推進イメージ

#### 4 県内市町・大学等と連携した取組みの推進

県内には1つの政令市、4つの中核市を含め41の市町がある。各市町では、文化財専門職員が中心となって、県の文化財主管課と課題を共有しながら協力しつつ、多様な歴史文化遺産の保存活用にかかる業務を遂行している。情報共有や研修による技量向上を目的とし、「兵庫県市町文化財主管課連絡会議」、「兵庫県文化財防災研修会」等も開催している。

県は、市町が行う文化財指定の取組みや歴史文化基本構想・地域計画等の作成支援を行うとともに、近年では、日本遺産認定・活用に向けた取組みへの支援を行っている。

また、県立歴史博物館に設置した「ひょうご歴史研究室」では、県立博物館の学芸員、大学研究者、市町文化財担当者等によるテーマ研究を実施し、史跡指定の取組み支援や地域史研究等を通じて、ふるさと文化の継承に取り組んでいる。

文化財に関する地域連携や研究を目的とする組織をもつ神戸大学や大手前大学、園田学園女子大学等と連携し、調査研究、人材育成や文化財防災等、地域の歴史文化遺産の保護の取組みを進めている。



表 大学との連携協定等

年度	提携主体	協定名・事業名
平成14年度～ 平成18年度	県教委・大手前大学	兵庫県所在文化財の研究と公開に関する交流協定
平成22年度～	県・神戸大学	包括連携協定
平成22年度～ 平成24年度	県教委・ 神戸大学大学院人文学研究科	地域歴史文化を担う人材の育成に関する調査・研究に関する覚書
平成27年度～	神戸大学・県立大学・園田学園 女子大学・兵庫県・神戸市等	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）
平成28年度～	県教委・大手前大学	ひょうごの歴史文化遺産の地域振興への活用に資する調査・研究に関する協定

表 市町における歴史文化基本構想・地域計画の作成状況

市町名	歴史文化基本構想	地域計画	市町名	歴史文化基本構想	地域計画
姫路市	平成24年度		丹波篠山市	平成22年度	令和3年度予定
明石市	—	令和3年度予定	朝来市	平成27年度	
西宮市	—	令和2年度予定	淡路市	平成26年度	令和3年度予定
豊岡市	平成28年度		福崎町	—	令和4年度予定
加古川市	令和元年度		神河町	平成27年度	令和元年度
赤穂市	平成29年度		香美町	—	令和2年度予定
高砂市	平成22年度		新温泉町	平成25年度	
加西市	平成29年度	令和元年度予定	合計	11市町	8市町

## 5 県が策定する計画と連携した取組みの実施

### (1) 上位計画

#### 第3期ひょうご教育創造プラン（平成30年策定）

令和5年度までの兵庫県の教育の基本計画となる『第3期ひょうご教育創造プラン』においては、「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」を基本理念とし、これを推進する基本方針の中で、「人生100年を通じた学びの推進」を掲げている。

これを具体的に進める「基本的方向」の一つに歴史文化遺産等地域資産の活用を次のように示し、地域住民の心のよりどころとなる歴史文化遺産の保存・整備と、それに対

#### （第3期ひょうご教育創造プラン）

本県は、風土の異なる5つの「国」が一つの県を作っており、それぞれの地域には独自の多彩な歴史や文化が育まれている。この多様な自然・風土を保有する本県が育ててきた豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えるとともに、それらを活用することにより、伝統の息づく新たな地域文化を創造することが重要である。

する理解の促進、将来の歴史文化遺産の担い手である子どもたちが文化財に触れる機会の充実を図ることを施策として取り組むこととしている。

### 21世紀兵庫長期ビジョン（平成23年改定）

県民主役・地域主導のビジョンとして策定された『21世紀兵庫長期ビジョン』では、地域に根ざした自然と文化の継承を基本姿勢の一つとしている。取り組みの一つとして、「身近にある歴史・文化・遺産を活用した地域の魅力創出」を行うこととし、地域に伝わる歴史文化遺産の確実な継承を行い、地域づくりの活力につなげることとしている。

### 兵庫2030年の展望（平成30年策定）

県政150年を契機に、2030年の目標とする姿を描いた『兵庫2030年の展望』においては、「充実する「自分時間」」の中で芸術文化活動を、「交流五国」の中で、地域資源の磨き上げによる多彩なツーリズムの一つとして歴史遺産を掲げている。

## （2）関連計画

主に、次のような計画と連携を図っている。

- ① 地域遺産の活用（『兵庫県地域遺産活用指針』令和元年策定）
- ② 芸術文化の振興（『芸術文化振興ビジョン』平成27年改定）
- ③ 景観づくり（『ふるさと兵庫景観づくり基本方針』平成26年策定）
- ④ ツーリズムの振興（『ひょうごツーリズム戦略』平成29年策定）

本大綱では、歴史文化遺産活用の方向性や基本的な考え方を示すが、①の『兵庫県地域遺産活用指針』は、市町等で実際の活用を行う際の具体的な指針となるものである。

また、③については、文化財の登録・活用を重点的に図る「重点文化財活用地区」の設定にあたり、景観形成室が所掌する歴史的景観形成地区を参考とする等、景観行政との連携を進めている。

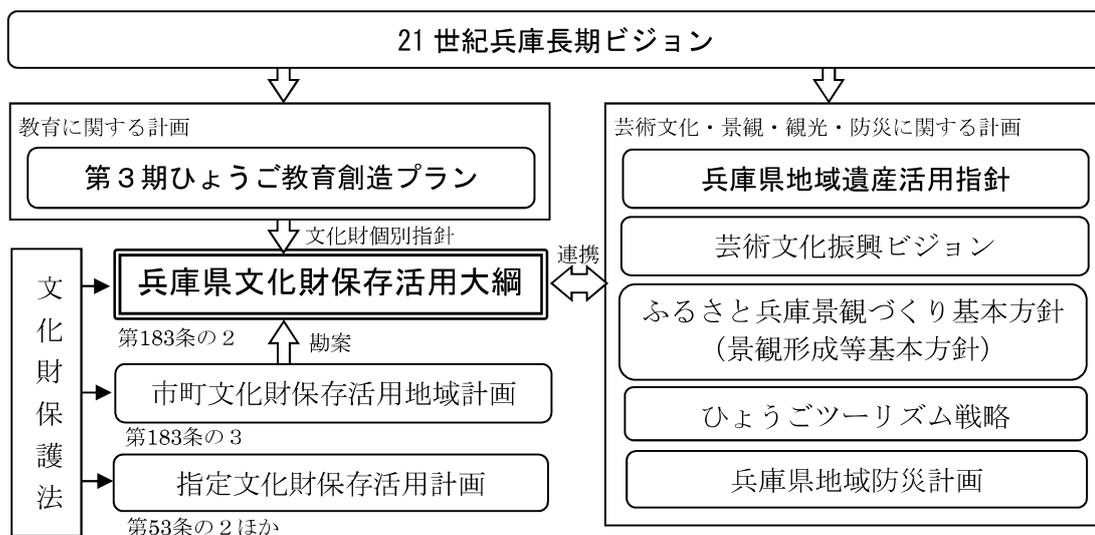


図 兵庫県文化財保存活用大綱の位置づけ

## 6 防災への取組み

法制定の契機となった国宝法隆寺金堂壁画の焼損や、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の自然災害に伴う歴史文化遺産の滅失が相次いでいる。最近では、沖縄県の首里城やフランスのノートルダム大聖堂の火災、台風等の大規模な水害等により、貴重な歴史文化遺産が失われ、それぞれのアイデンティティにも大きな影響を与えた。

### (1) 県教育委員会の取組み

文化庁の作成した「国宝・重要文化財（建造物）の防災対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防災対策ガイドライン」等の内容を踏まえ、市町文化財主管課や文化財保護指導委員を通じた所有者への防火・防犯への注意喚起、文化財課職員による技術指導、防災対策事業への財政的補助等によって文化財防災への取組みを進めている。

### (2) 県及び近畿2府7県等の取組み

県として『兵庫県地域防災計画』を定めるとともに、近畿等関係府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県）による「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」（平成30年）において、広域災害時の実働にかかる留意点等を整理する等、有事への備えを進めている。

### (3) 県博物館協会の取組み

兵庫県博物館協会（事務局：県立歴史博物館）では、「災害時の相互協定及び関係機関・団体との連絡と協力に関する規約」を作成（平成29年）し、災害時の情報収集や被災した歴史文化遺産の救援活動を会員館同士で支援することとしている。兵庫県・兵庫県教育委員会はこれに協力している。

## 第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

### 1 多様で幅広い歴史文化遺産の保護への対応

本県では歴史文化遺産の保護の取組みを着実に進めている。しかし、制度面では、県の登録文化財の対象が建造物のみであることなど、多様な形態の歴史文化遺産を保護するには十分ではない。また、全ての文化財において保存修理を適切な周期で実施できているとはいえ、文化財の収蔵施設についても保管に課題をもつ施設がある。なお、地震や水害等、災害に対しての備えを万全にする必要がある。

### 2 歴史文化遺産の積極的な活用

本県ではこれまでも歴史文化遺産の活用に取り組んできたものの、従来の活用は、主に公開することに偏っているため、社会的な要請に答えられていない。地域住民や利用者の視点に立った積極的な活用が求められており、これらにどのように取り組んでいくかが課題である。

### 3 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保

歴史文化遺産の管理は本来的には所有者等が行うものであるが、少子高齢化等によりそれが困難な状況となっている。歴史文化遺産を未来に伝えるには、地域住民にとどまらず、様々な人々が関わる必要があるとあり、地域における担い手、専門的な人材の確保が課題である。

#### (1) 地域の担い手の確保

近年、少子高齢化、本格的な人口減少が到来し、本県人口は、平成21年の560万人をピークに減少している。自然減とともに、社会減も続いている。特に、20歳代の東京圏への流出や、女性の大阪等への流出が続く。加えて、都市部と多自然地域間の人口偏在が一層拡大する傾向にある。将来の地域社会の担い手不足は、地域の歴史文化遺産を後世に伝える取組みにも影響を及ぼしている。

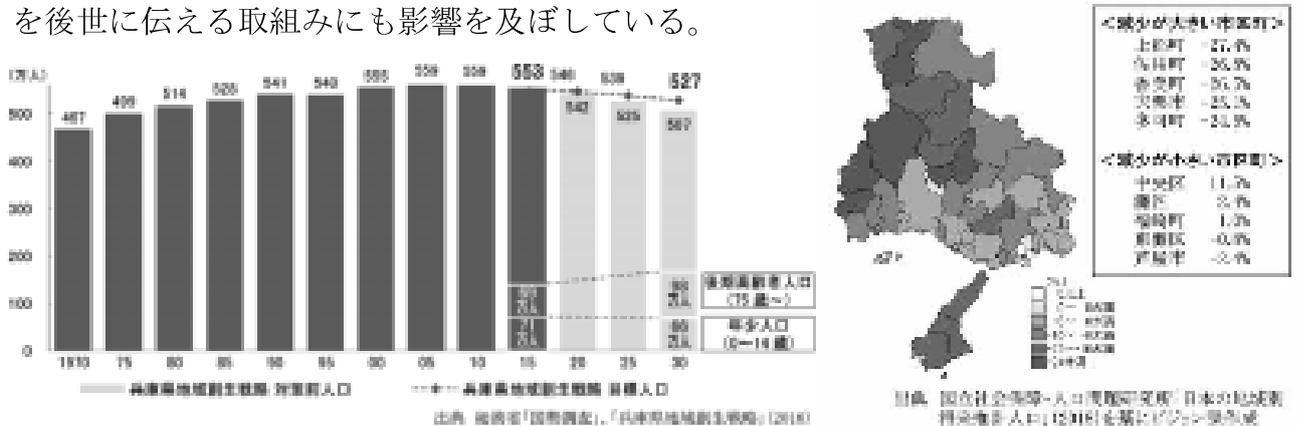


図 兵庫県内総人口の推移（左）と市町別人口減少率（出典：『兵庫2030年の展望』2018年 兵庫県）

## (2) 専門人材の確保

### ① 県・市町の人材確保

県内市町の埋蔵文化財専門職員数は、平成の大合併が終了した平成19年度をピークに減少してきた。平成24年度以降、退職者の補充等によりほぼ横ばいの状況となっているものの、今後は、再び減少することが見込まれている。

また、市町別にみると、複数の専門職員を配置している市町もあれば、専門職員がいない市町もあるなど、ばらつきが見られる。加えて、建造物や美術工芸、民俗などの分野の専門職員を配置している市町はわずかである。

今後、少子高齢化が進むとともに、自治体の財政状況も厳しい状況が見込まれる中、県と市町が連携し、専門職員の確保とともに職員の資質の向上及び人材育成などを行う必要がある。

### ② 文化財を保存・修理するための生産者、技術者の確保

近年、文化財修理用資材の調達が困難なものが出てきている。これは、一般の需要が減少したことにより生産者が減少し、これに伴い全体的な供給量が減少したことが一因と考えられる。文化庁では、修理用資材の将来的な確保に向けて、ふるさと文化財の森システムを推進し、修理技術を有した者を選定保存技術保持者（以下、「技術保持者」という。）として認定し、技術の継続的な伝承を図っている。

県においても、保存修理に必要な原材料の生産及び、修理技術保持者の確保を行う必要がある。

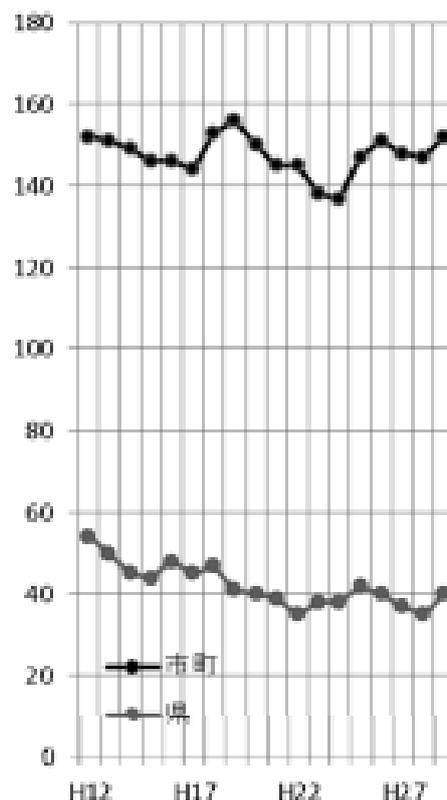


図 埋蔵文化財専門職員数

## 4 歴史文化遺産を未来に伝える体制の構築

文化財保護行政部局と文化財所有者（管理者）で基本的に行ってきた保護の取り組みだけでは文化財を未来に継承していくことが難しくなっている。また、観光部局やまちづくり部局等との連携も課題と言われて久しい状況である。本県が取り組んできた歴史文化遺産活用構想を着実に進めるためには、市町及び関係機関、民間組織及び外部人材の活用を行うとともに、一元的に文化財保護を行える体制作りが必要となっている。

## 5 歴史文化遺産の魅力発信の強化

歴史文化遺産の掘り起こしと価値の再評価のための基礎資料である歴史文化遺産のデータベースが機能していないため、それに基づく調査・研究や情報発信が不十分である。

## 第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念と基本方針

### 1 基本理念

第3期ひょうご教育創造プランに掲げる「それぞれの個人がそのよりどころとする『ふるさと』を知り、その文化を次代につなぐ」を実現するため、次を基本理念とする。

歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、「地域を愛する人」を増やし、「魅力あふれる兵庫」を実現する。

### 2 基本的な取組み方針

基本理念の実現のためには、歴史文化遺産の着実な保存を進めるとともに、地域住民や市町が中心となって歴史文化遺産を「地域づくり」、「人づくり」の方向性で活用を進めることが重要である。県としてはこれらの取組みに対して、「つながりづくり」に配慮したうえで積極的に支援する。

#### **基本方針1** 歴史文化遺産の確実な保存対策の実施

調査及び研究に基づき文化財の指定・登録を着実に進め、新たな保護制度の創設を進める。また、文化財の保存修理を適正な周期で行うとともに、収蔵施設の充実や災害への備えを進める。

#### **基本方針2** 歴史文化遺産の積極的な活用

社会的な要請に答えられるよう、地域住民や利用者の視点に立った積極的な活用を進める。活用を進めるにあたり、兵庫県地域遺産活用指針に基づき推進する。

#### **基本方針3** 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保

地域の担い手不足は文化財だけでなく、県全体としての課題である。歴史文化遺産に触れる機会を充実させ、児童生徒に対して次世代に引き継ぐ取組みを支援する。

文化財保護行政を適切に行えるよう専門職員を確保し、文化財の各分野に応じた専門職員の配置を推進する。また、歴史文化遺産を保護、継承していくために、地域における各分野のリーダーの育成等に引き続き取り組む。

#### **基本方針4** 歴史文化遺産を未来へ伝える仕組みの構築

県庁内の関係機関との連携を進め、文化財保護部局の体制強化を行っていく。さらに、市町への支援と民間団体との連携を行うとともに、各種連携が円滑かつ恒常的なものとなるよう体制づくりを進める。

#### **基本方針5** 歴史文化遺産の魅力発信の強化

歴史文化遺産を生かしその活用を進めるため、情報の整理、研究を行い歴史文化遺産の価値を明確にする。データベースの構築と多角的な情報発信を行うとともに、地域に根ざした博物館活動の充実等を通じて、歴史文化遺産の価値を「魅力」として発信する。

## 第6章 基本方針別の取組みの方向性

### 基本方針1

### 歴史文化遺産の確実な保存対策の実施

#### (1) 指定等の着実な保護措置

歴史文化遺産の保全をするにあたり、そのものの価値を損なわないよう、その特性や脆弱性についての正しい認識の共有を図らなければならない。

調査等により把握された歴史文化遺産は、その価値付け及び所有者の意向等に基づき、相応の指定・登録等の保護措置をとるとともに、それらの公開を行い地域に埋もれていた遺産の周知化を行うことが必要である。

これまで、県では毎年一定数の文化財を指定・登録するなど、積極的に文化財の保護に取り組んできた。今後も重要なものの指定・登録を積極的に進める。

#### 有形文化財

建造物、美術工芸品、古文書などの有形文化財については、県が主体となって実施した全県的な調査及び、各市町で実施した悉皆調査の結果に基づき、その中で重要性を認められたもののうち、広域的な観点から指定をすべき物について、指定を進めていく。

#### 無形・民俗文化財

工芸品の製作技術といった無形文化財や無形民俗文化財などについては記録化を進める。また、地域住民等によって継承され、将来的な維持が可能であることが見込まれるものを中心に指定等を進める。

#### 記念物

史跡・名勝・天然記念物などの記念物については、これまでと同様に、重要なものを指定し、積極的な保護措置をとる。また、破壊や滅失の危機に直面しているものについては迅速に対応する。

登録文化財は、法により指定を受けていない建造物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録しているが、引続き、地域活性化や住民の歴史文化遺産に対する意識醸成に寄与するものの登録や、歴史的景観形成地区等を参考に定める重点文化財活用地区内の建造物の登録を積極的に進める。

#### (2) 新たな文化財保護制度の創設

多様な歴史文化遺産の保存・継承を図るため、県内各地に伝わる祭りなどに加え、従来の枠組みにはまらない、地域を特徴づける生活文化様式などの無形民俗文化財の登録制度を創設するなど、多様で幅広い文化財の保護制度を検討する。

#### (3) 保存修理の適正化

##### ① 予算の確保

歴史文化遺産を将来に継承するためには、その保存と修理が不可欠である。基本的には国庫補助事業の活用を図る一方、ふるさと納税制度やクラウドファンディングなどの仕組みを活用しながら県独自の予算確保を行う。

## ② 原材料の確保

国（文化庁）において、修理用資材の将来的な確保に向けて、ふるさと文化財の森システムが推進されている。

県としては、県域で生産できる修理用資材をふるさと文化財の森として設定されるよう進める。また、良質な県産材の積極的・優先的な使用を促す仕組みを検討する。

## ③ 適切な周期での実施

保存修理については、保存に堪えられなくなった時点で行うのではなく、修理履歴を踏まえて適切な修理計画をあらかじめ定め、十分な体制を整えて取り組むことが肝要である。そのため、今後も保存修理の充実を図ると共に、修理計画策定に関する支援も行っていく。

## （４）収蔵施設の充実

県および市町における歴史文化遺産の収蔵施設のなかには、老朽化もしくは収蔵能力が不足し、保管に支障を来しているものがある。さらに、民間所有の古文書、民具等の寄託品も受入が困難となっているうえ、近年頻発している災害で救出された歴史文化遺産の一時保管場所も不足している状態である。

収蔵施設の充実は地域の歴史文化遺産の保護に直結するため、施設の一層の充実を図る。

## （５）災害への備え

### ① 文化財防災マニュアルの策定

自然災害はもとより、様々な危機事案に備えて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」に基づいて、「文化財防災マニュアル」を策定する。

### ② 歴史文化遺産データベースの整備

歴史文化遺産を災害から守るため、GIS等を活用したデータベースを構築する。

### ③ 防火・防犯対策への支援

歴史文化遺産が置かれた環境は様々であり、それに見合った防火・防犯対策が必要である。

このため、文化財保護担当部局は、所有者等と防災対策について協議・計画し、補助事業での支援を含め、技術的な支援も行う。

### ④ 近隣自治体等との連携

阪神・淡路大震災、東日本大震災はもとより、台風や集中豪雨による被害が広範囲に及ぶことが増えている。文化財行政を担う人材不足もあることから、近隣の府県、市町の連携強化を進める。

加えて、文化財の復旧・復興にあたっては、高い専門性が求められることから、大学

や博物館協会など専門機関との連携を強化する。

## ⑤ 防災意識の醸成

歴史文化遺産の維持管理は、前提として、所有者が行うこととなっている。しかし、所有者だけでは全てを管理することは困難な場合もある。このため、地域住民と所有者が一体となって定期的な防災訓練を行うなど、地域総掛かりで歴史文化遺産を守る意識醸成を図る。

市町文化財担当職員については、県教育委員会と神戸大学地域連携センターで共催する兵庫県文化財防災研修会などを活用し、防災意識や災害時の対応力の向上を図る。

また、博物館等では、収蔵品の保管状況の確認はもとより、各施設の弱点を知り、それへの対策が可能となる防災訓練を定期的に行うなど、減災に向けた取組みを引続き行う。

## ⑥ 災害時の支援

### 県内での発災時の対応

災害が発生した場合、「兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）」及び「災害時等職員行動マニュアル」に従い市町と連携して被害状況の把握と対策にあたる。

大規模な災害のために市町文化財担当職員による文化財被災状況調査等の対応が困難である場合、被害の範囲、分野、程度に応じて、県文化財課、近畿圏応援主管府県、研究機関等、さらには文化庁を通じ全国の都道府県や文化遺産防災推進ネットワーク等が、被災市町文化財保護部局の依頼により支援を行う。

### 県外での発災時の対応

近隣府県で大規模災害が発生した場合には、平成30年3月策定の「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領」および「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」により、相互間の迅速な被災調査等の初期対応の応援を行う。長期支援については、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などと同様に、総務省、文化庁との調整に基づき対応する。

## 基本方針 2

## 歴史文化遺産の積極的な活用

### (1) 歴史文化遺産活用の方向性

歴史文化遺産は、その本質的価値を踏まえ適切に現代社会に活用する必要がある。

表 歴史文化遺産の活用の方向性

地域おこし	地域の伝統文化の特徴を活かして、観光開発や特産品開発を行うことで産業振興や地域振興を図る。
まちづくり	地域住民の精神的な拠り所として、象徴的にまちづくりに取り込むことによって、地域住民にとって誇りの持てる魅力ある生活環境を創出する。
学舎(まなびや)づくり	歴史を実感する、あるいは伝統文化を体験する、自然環境を体得する素材として、学校教育における広範な地域学習に利用する。
ふるさと観づくり	郷土学習や伝統行事への参加などを通じて地域の由来や現状に対する住民の認識を深め、地域への誇りや愛着を深める。

歴史文化遺産は、地域の個性や生き立ちを示し、社会とのかかわりで成立してきた、地域の精神的な拠り所となるものであるから、特に前頁表に示す分野での活用が有効であり、これに沿った取組みへの支援を進めていく。

## (2) 歴史文化遺産活用の指針

歴史文化遺産の具体的な活用にあたっては、『兵庫県地域遺産活用指針』（県企画県民部地域創生局地域資源課・令和元年5月）を基に進める。

この指針は、歴史文化遺産を活かした地域アイデンティティの確立に向けた地域づくり活動を促進させることを目的として策定されたもので、以下の6点を重視すべき視点として掲げる。

- ・ 地域遺産を地域づくりの資源の中核として活用する
- ・ 活用と継承に向けて地域遺産の発見と価値の共有を進める
- ・ 様々な主体の連携で地域遺産のストーリー化に取り組む
- ・ ターゲットに応じたパッケージ化で宝の価値を戦略的に発信する
- ・ 文化と自然のつながりでストーリーと体験の魅力を高める
- ・ 地域に住まう人自身が中心となって資源をマネジメントする

## 基本方針3

## 歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保

### (1) 地域の担い手の確保

ふるさとへの愛着は、気候、風土と共に、伝統文化や伝統芸能といった歴史文化遺産を通じて培われる。このため、地域の祭り・行事への参加や体験や、歴史的建造物、史跡、伝統芸能等の歴史文化遺産に触れる機会を充実させる。

特に児童生徒に対しては、博物館等による歴史文化遺産を題材にした出前授業やワークショップ等の取組みを引き続き進めるとともに、歴史文化遺産を次世代に引き継ぐ取組みを支援する。

### (2) 県・市町の人材確保

近年、各市町の文化財保護における状況として、専門職員が適切に配置できず、後継職員の育成が十分に行えないという傾向がある。この場合、経験不足の職員が財政的、人的に厳しい中で業務を行うこととなり、文化財の保護に支障をきたす恐れがある。

このため県は、文化財保護が適切に行える職員の配置を市町へ促す。また、県立博物館や大学等の専門の知見を有する機関と連携を進め、市町職員の文化財研修として、一定期間の職員の人的交流や県機関等での受け入れ等、市町職員の人材育成を支援する。

### (3) 地域におけるリーダーの養成

歴史文化遺産の保存活用のマネジメントに関する知識や技術をもつ人材を養成し、地域におけるリーダーとして住民の意向を支援してもらうことにより、地域住民が主体とな

った歴史文化遺産の保存・活用が可能となる。

このため、様々な経験や知識・技術、または意欲を持つ人材を発掘し、歴史文化遺産の活用への参画を促進するとともに、ボランティアやNPO等の組織におけるリーダー的人材の養成を図っていく必要がある。

#### ① 専門技術者を対象とした人材育成

現在、建造物・名勝（庭園）・天然記念物（樹木）の各分野で実施している専門技術者の人材養成（ヘリテージマネージャー＝歴史文化遺産活用推進員）を引き続き進めるとともに、まだ養成を行っていない分野での人材養成も検討する。

#### ② 地域住民を対象とした人材育成

建造物の養成講習において、建築士以外の人材等に受講対象を拡大し、地域において活用を主体的に担う人材の養成を推進する。

#### ③ ヘリテージマネージャーを対象とした資質・能力の向上

既に養成された各分野のヘリテージマネージャーに、能力向上のための実践的な研修を行う。

### （４）文化財を保存・修理するための生産者・技術者の確保

有形文化財の保存・修理では、修理用資材、修理技術が必要不可欠である。資材については文化財の種類によって求められるものは様々だが、県内で生産が可能なものについては、修理の際に優先的に使用することでこれを支援し、生産者の確保に努める。

また、県内の技術保持者が行う檜皮茸・柿茸や檜皮採取といった技術伝承の取組みを支援するとともに、技量向上を支援する。

## 基本方針 4

## 歴史文化遺産を未来へ伝える体制の整備

### （１）推進体制の充実

#### ① 県教委の体制

県では文化財に関する事務は教育委員会文化財課が行うこととなっている。また、別表 1（P24）に記した博物館等と共に歴史文化遺産の調査、研究、保護、収集等に取り組んでいる。また、歴史文化遺産の保存に加え、活用の機会や必要性が高まっていることから、関係機関との連携をより一層図ると共に、文化財課をはじめとした県の文化財関係機関は特に人的体制の強化・拡充を目指す。

#### ② 関係機関・民間団体との連携体制

歴史文化遺産の保存・活用や、災害発生時に際しても、県及び市町は別表 1 に記した様々な機関・団体との連携・協働・支援を必要とする。民間団体は、歴史文化遺産の保存・活用の現場で活躍し、今後、地域計画等の策定協議会への参加、所有者に代わり保存・活用を進めていくなど、文化財保存活用支援団体としての活躍が期待される。

この連携等を円滑に、かつ恒常的なものとするためには、これまでの文化財行政の枠組みを超えた歴史文化遺産活用のためのシステムを整備し、地域活性化のための総合的

な取組みを行うことが急務であり、中間支援組織の設置等、より充実した体制づくりを進める。

## (2) 市町への支援

### ① 調査研究への支援

文化財保護の基礎となる調査・研究は継続して実施する必要がある。そのため、県は県立博物館や大学等の専門的知見をもつ組織と市町と連携が行えるよう、積極的に支援を行い、市町が率先して調査研究を行える体制を構築する。

また、広域での調査研究を行う場合には、広域での市町連携が必要であるため、県は市町間の諸調整を行い、広域自治体として必要な役割を務める。

### ② 修理等の保存・活用の取組みへの支援

修理・整備を行う場合は、専門的知見に加え、広域的な視点も必要である。県はその特性を生かし、国や専門家との調整を行い、市町が必要とする支援を行う。具体的には市町が開催する整備委員会等での指導・助言、また修理・整備事業等に対する財政的・技術的支援及び専門家やヘリテージマネージャーの紹介などがある。特に、文化財専門職員が配置されていない市町や不足している市町については積極的に支援を行い、県内の文化財保護の取組みの平準化につとめる。

### ③ 地域計画作成への支援

県は地域計画を策定しようとする市町に対して、策定協議会において策定に必要な大綱の情報等を提供し、地域計画が作成されるまで積極的に指導・助言を行う。また、市町からの要望があれば、県のまちづくり部局や観光部局といった文化財部局以外の組織に対しても、地域計画作成に対し協力を求める。なお、複数の市町で地域計画を作成する場合には、県が調整役となり計画作成を支援する。

地域計画を作成することが難しい市町に対しては、地域計画作成の必要性を伝え、国との調整を行う等、当該市町が地域計画の作成を行えるよう積極的に支援する。

### ④ その他

重要文化財等は建築基準法が適用されないが、登録有形文化財等についても、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものは、建築基準法の適用を除外できることとなっている。地域計画や保存活用計画によりこの仕組みの運用が円滑に進むよう、参考となる情報を提供する。

## 基本方針5

## 歴史文化遺産の魅力発信の強化

### (1) 歴史文化遺産の掘り起こしと価値付け

歴史文化遺産を活用するため、行政・博物館・大学・ヘリテージマネージャーや地域住民の協力のもと、歴史文化遺産に対する調査をおこない、所在や現状等の基礎的な情報を収集、価値付けを行う。

### ① 歴史文化遺産データベースの構築

各種調査の結果を基に、GIS等を活用したデータベースを構築する。

### ② 情報の整理・研究

蓄積した情報を大学・博物館等と協同で整理し、学際的な研究をおこなった上で、各歴史文化遺産の価値付けをおこなう。

## (2) 歴史文化遺産の情報発信

地域住民の無関心や理解不足により歴史文化遺産が認知されず、あるいは愛着がない状況では、破壊、毀損、盗難などによる歴史文化遺産の滅失が懸念される。地域住民が歴史文化遺産に関心を持ち、価値を共有できるよう、情報発信を進める必要がある。

情報発信にあたっては、地域に点在する歴史文化遺産をストーリーで繋げて見せる等の工夫により、地域資源としてツーリズムやまちづくり等に効果的に活かすことができる。

### ① 調査成果の情報発信

整理・研究した情報を、一般向け・専門家向け等に加工した上で、行政・博物館・大学等で各使用目的に合わせて再加工し、ニーズに合わせた情報を発信する。またこれらの情報をもとに解説冊子を出版するなど、歴史文化遺産の魅力や価値の普及に努める。

### ② 体験・体感を通じた情報発信

情報発信の手法として、県民自ら歴史文化遺産を実際に見て、触れて、体感し、これらの情報を発信してもらうということも効果的である。このためには民俗芸能発表会やまち歩き、博物館における展覧会をはじめとした体験学習や体感を通じて、その歴史文化遺産の魅力に実際に触れられる取組みを積極的に実施する。

また、修理現場や発掘調査現場の公開など、歴史文化遺産を守るプロセスを積極的に公開し、保存に対する理解を深める。

### ③ 多様な情報発信の取組み

これまで行ってきた報告書のような冊子、パンフレットに加え、ホームページやSNS、スマートフォン向けアプリといったツールを積極的に活用し、県民がより一層歴史文化遺産の情報に触れられる機会を創出する。

## (3) 博物館活動の充実

### ① 調査研究等の実施

調査研究については、歴史博物館やひょうご歴史研究室、考古博物館、人と自然の博物館が広域にわたるテーマについて研究する場合や、コウノトリの郷公園の特別天然記念物コウノトリの保護増殖及び野生復帰に関する研究など、それぞれが多くの自治体と協力しながら取り組んでいるが、今後はさらに多くの自治体等との連携を進め、歴史文化遺産のもつ「地域の総体としての価値」の解明につなげる。

### ② 常設展の充実や魅力ある特別展、企画展の実施

調査研究による成果を積極的に特別展、企画展で公開・発表することにより、県民の

求めるふるさと兵庫に対する情報を提供し、ふるさと意識の醸成に寄与する。

### ③ 教育普及事業の充実

博物館の活動は、学校教育や生涯学習との親和性が高いことから、各館はこれまでも学習体験の受入れや、出前講座などの活動を通じて教育の普及活動に貢献してきた。今後は、さらに積極的に教育関係機関との連携に務め、県民の地域の歴史文化遺産に対する理解を推進させ、郷土愛を育む取組みを推進する。

### ④ 来館者にやさしい博物館

施設に関しては、子供や高齢者、障害者、外国人にもやさしいユニバーサルデザイン施設として整備し、ハード面に止まらず、展示解説、多言語化、インターネットを使った情報の拡充、職員の対応などソフト面での充実を図る。

### ⑤ 地域連携の強化

近年では、公立博物館にはまちづくりや地域活性化、観光振興など、地域と連携した活動が求められている。このため歴史文化遺産の保護においても、関係機関との連携はもちろん、地域の文化施設や団体などと協働した取組みを進める。

別表 1 文化財の保存・活用の体制

(令和 2 年 3 月現在)

<p><b>行政機関</b></p> <p><b>教育委員会事務局文化財課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：文化財保護法に基づく手続き、文化財の調査・保存・修理・整備・公開・活用、銃砲刀剣類登録等手続き、埋蔵文化財発掘調査に関すること、県立歴史博物館、県立考古博物館、ひょうご歴史研究室、兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部に関することを行う。</li> <li>・職員 8 名（うち埋蔵文化財専門職員 4 名、建造物専門職員 1 名、美術工芸品及び無形・民俗文化財担当職員（教員） 1 名）。（埋蔵文化財担当職員については、国・県事業との調整事務担当者として県立考古博物館埋蔵文化財課に別途 4 名配置）</li> </ul> <p><b>教育委員会事務局社会教育課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：社会教育に関する事業の展開、美術館・博物館などの社会教育施設の運営・事業の企画などを行う。</li> <li>・職員 14 名</li> </ul> <p><b>企画県民部地域創生局地域資源課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：県内の多彩な文化・自然遺産を適切に保全し、地域の活性化の起爆剤として最大限に活用するため、鳴門の渦潮の世界遺産登録推進や県立兵庫津ミュージアム（仮称）の整備促進、山陰海岸ジオパーク、六甲山の活性化を地域とともに推進する。</li> </ul> <p><b>企画県民部県民生活局芸術文化課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：県民の誰もがこころの豊かさを培う原点である芸術文化に親しみ、日々の暮らしの中により質の高い芸術文化が息づく「芸術文化立県ひょうご」をめざして、芸術文化の創造・発信や県民の多彩な芸術文化活動の支援等、芸術文化の振興を図る。</li> </ul> <p><b>企画県民部防災企画局防災企画課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：防災業務の総合的な企画・調整、国際防災・減災活動等を行う。また、県の地震の被害想定の見直しや地域防災計画の策定を行う。</li> </ul> <p><b>産業労働部観光振興課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：多彩な地域資源を生かした海外からの交流人口の拡大による地域活性化に向け、近隣府県や市町、関係団体、(公社)ひょうご観光本部等と連携し、外国人旅行客の本県への誘客促進に向けた国際ツーリズム施策を展開する。</li> </ul> <p><b>農政環境部環境創造局自然環境課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：優れた自然や、身近で大切な自然環境の保全・再生を図るため、普及啓発・指導、モデル地域等における保全・再生の取組みを推進する。また、自然公園法等に基づき、自然公園内の許可・届出の適切な運用を図りつつ、自然とのふれあいの場を整備するとともに利用促進を図る。</li> </ul> <p><b>県土整備部まちづくり局都市政策課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：まちづくり基本方針に示す目指すべき将来像の実現に向け、歴史的資源を活かしたまちづくりの推進等による魅力と活力の創出を図る。</li> </ul> <p><b>県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容：景観形成地区等の指定及び大規模建築物の届出などによる景観の形成誘導、屋外広告業の登録などによる屋外広告物対策、森林及び緑地の保全などによる緑豊かな地域環境の形成を進</li> </ul>
---

める。

#### 県土整備部まちづくり局公園緑地課

- ・業務内容：生活に潤いと安らぎを与える都市の良好な自然環境を保全するとともに、県民の参画と協働により、「つくる」から「つかう」に向けて住民の憩いの場として、みんなに愛され何度でも訪れたい公園づくりを進める。

#### 県土整備部住宅建築局住宅政策課

- ・業務内容：「住生活基本法」に基づき策定した「兵庫県住生活基本計画」のもと、県内の各市町との連携を図りつつ、県民の「参画と協働」により、住まいの安全と安心を確保し、“安らぎと豊かさ” “元気と活力”を生み出す質の高い住生活を実現する住宅政策を総合的に推進し、あわせて古民家再生促進支援事業に取り組む。

### 博物館等

#### 県立考古博物館（文化財課所管）

- ・業務内容：考古資料の収集、調査研究及び展覧会の開催
- ・34名（うち学芸員10名：考古9名、歴史1名）

#### 県立歴史博物館（文化財課所管）

- ・業務内容：歴史文化に関する資料の収集及び調査研究と展覧会の開催
- ・職員21名（うち学芸員9名：歴史4名、考古1名、美術工芸品3名、民俗文化財1名）

#### 県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室（文化財課所管）

- ・業務内容：重要で広域的なテーマについて、内外の研究者と連携し調査研究を進める。
- ・構成員34名（うち研究コーディネーター1名、歴史研究推進員1名、研究員4名、客員研究員6名、共同研究員14名）

#### 県立人と自然の博物館（社会教育課所管）

- ・業務内容：天然記念物に関する調査、研究、指導、助言
- ・職員44名（うち研究員29名）

#### 県立コウノトリの郷公園（社会教育課所管）

- ・業務内容：特別天然記念物コウノトリの保護増殖、環境学習
- ・職員19名（うち研究員10名、飼育員2名）

#### 県立美術館（社会教育課所管）

- ・業務内容：美術を中心とした芸術活動、資料の収集、展示、調査研究
- ・職員34名（うち学芸員14名）

#### 兵庫陶芸美術館（芸術文化課所管）

- ・業務内容：古陶磁や現代陶芸の資料収集、展示、調査研究
- ・職員17名（うち学芸員7名）

#### （公財）兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部

- ・業務内容：埋蔵文化財の受託調査（発掘調査・出土品整理）
- ・職員23名（うち4名は考古博物館と併任）

<p><b>兵庫県文化財保護審議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項          県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。</li> <li>・ 委員の職名          兵庫県文化財保護審議会委員 18名          建造物（3名）、美術工芸品（3名）、民俗（2名）、史跡・埋蔵文化財（3名）、名勝・天然記念物（4名）、一般（2名）の6部会</li> </ul>
<p><b>文化財保護指導委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組内容          国指定・登録文化財および埋蔵文化財の巡回、管理指導等</li> <li>・ 委員の職名          兵庫県文化財保護指導委員 26名</li> </ul>
<p><b>大学</b></p> <p><b>神戸大学</b>          平成22年に兵庫県と締結した「包括連携協定」および平成23年に県教委と締結した「地域歴史文化を担う人材の育成に関する調査・研究に関する覚書」等に基づいた人材育成、文化財防災への取組み等を行っている。</p> <p><b>大手前大学</b>          平成28年に県教委と締結した「ひょうごの歴史文化遺産の地域振興への活用」に資する調査・研究に関する協定書」に基づき、遺跡の計測や遺物の調査研究等を行っている。</p> <p><b>園田学園女子大学</b>          神戸大学、県立大学等とともに県内COC+大学の一つであり、歴史と文化に係るシンポジウム等を開催する等の事業を行っている。</p>
<p><b>民間団体</b></p> <p><b>ひょうごヘリテージ機構（H<sup>2</sup>O）</b>          兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会を修了した建築士等を中心とした建造物部門の調査・保存・活用に取り組む組織</p> <p><b>兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会（MHM）</b>          兵庫県みどりのヘリテージマネージャー養成講習会を修了した樹木医による天然記念物部門の調査・保存・活用に取り組む組織</p> <p><b>庭ヘリテージマネージャー会（庭HM）</b>          兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー養成講習会を修了した造園技術者による名勝庭園部門の調査・保存・活用に取り組む組織</p> <p><b>兵庫県無形・民俗文化財保護協会</b>          県内の無形文化財・民俗文化財保護団体が結集し保存継承と普及啓発に取り組む組織。</p>

## 兵庫県博物館協会

県内の博物館等が相互の連絡協調を図り、各館の円滑な運営に資するとともに、県内の文化活動を助成し、県民文化の復興に寄与する。143 団体で構成される。

## ひょうご考古楽倶楽部

県立考古博物館運営の一翼を担い、地域における考古学学習や歴史文化遺産の保存・活用などの活動を行うため、古代体験プログラムの開発や博物館内外での体験学習等を行う。

## こどもひかりプロジェクト

県立人と自然の博物館を活動基盤とする任意団体。東日本大震災等の被災児童に向けたワークショップを企画運営する等、博物館の体験活動を推進する。

## NPO法人 町なみ屋なみ研究所

丹波篠山市を中心に伝統的な町並みを守るため、専門家とボランティアの協働により、古民家を地域資源として再生させ、活用を図る活動を行う。

## NPO法人 歴史と出会えるまちづくり船場城西の会

世界文化遺産姫路城のバッファゾーンである船場城西地区で、歴史的風致を活かした民間主体のまちづくりを行う。

## 一般社団法人ノオト

公共団体との連携の基に、地域社会の発展等のため、文化・芸術等に関する調査研究や公共施設等の維持管理等、文化、芸術、教育及び地域の振興等に関する事業を行う。

## 一般社団法人ROOT

地域資源の調査・研究・普及事業等をつうじて、地域の資源や生活文化に新たな価値と産業を生み出し、次世代へと継承することで、集落運営の支援を行う。

## 淡河かやぶき屋根保存会「くさかんむり」

茅葺き古民家の多い神戸市北区を拠点に、屋根の葺替え作業や、茅葺きの魅力を伝えるワークショップの開催、茅葺き作業の見学会や茅刈り体験等、茅葺きを維持する仕組みづくりを行う。

## 市町村との連携

### 兵庫県市町村教育委員会連合会

県内市町教育委員会からの要望、意見交換を行う（年1回）

### 市町組合教育委員会教育長会議

県教委が行う事業について市町教育長に対し説明、意見交換を行う（年2回）

### 兵庫県都市文化財保護協議会

県内各市の文化財担当部局からの県に対する要望と意見交換を行う（年1回）

### 県内市町文化財主管課連絡会議

市町の文化財担当者に対し県の取組み状況に関する説明、意見交換を行う（年1回）

## 参 考 資 料

- 1 大綱策定までの経過
- 2 県の文化財保護の体系
- 3 指定・登録文化財の県内件数
- 4 兵庫県内における主な文化財調査一覧

## 大綱策定までの経過

### 1 策定経過

- (1) 市町文化財担当者等との意見交換会
- 第1回（令和元年7月25日） 神戸・阪神地区
- 第2回（令和元年8月7日） 東播磨・北播磨地区
- 第3回（令和元年8月24日） 中播磨・西播磨地区
- 第4回（令和元年9月2日） 但馬・丹波地区
- 第5回（令和元年9月9日） 淡路地区
- (2) 策定協議会
- 第1回（令和元年9月30日） 骨子の検討
- 第2回（令和元年11月6日） 第1次素案の検討
- 第3回（令和元年12月10日） 第2次素案の検討
- (3) 教育委員会
- 令和2年1月23日 議決

### 2 策定協議会委員（○は座長）

	区分	細区分	氏名	役職等
1	学識者	文化財保護	○山岸 常人	京都大学名誉教授
2		建造物	中嶋 節子	京都大学大学院人間・環境学研究科准教授
3		美術工芸品	馬田 綾子	梅花女子大学名誉教授
4		民俗文化財	大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授
5		史跡埋蔵文化財	増淵 徹	京都橘大学文学部教授
6		名勝天然記念物	先山 徹	NPO法人地球年代学ネットワーク 地球史研究所ジオパークマネジャー
7		文化	佐藤 千晴	フリージャーナリスト
8		文化財政策	村上 裕道	京都橘大学教授
9	民間団体	被災文化財支援	奥村 弘	歴史資料ネットワーク代表
10		文化財保存啓発	澤田 伸	ひょうごヘリテージ機構H2O世話人(特命係)
11		文化財活用団体	金野 幸雄	一般社団法人ノオト前代表理事
12		文化財保存団体	前川 穂積	兵庫県無形・民俗文化財保護協会会長
13	自治体	地域計画作成団体	竹国よしみ	神河町教育委員会教育課学芸員

※ 事務局：県教育委員会文化財課

※ 県関係機関として、下記の部署が協議会に参画

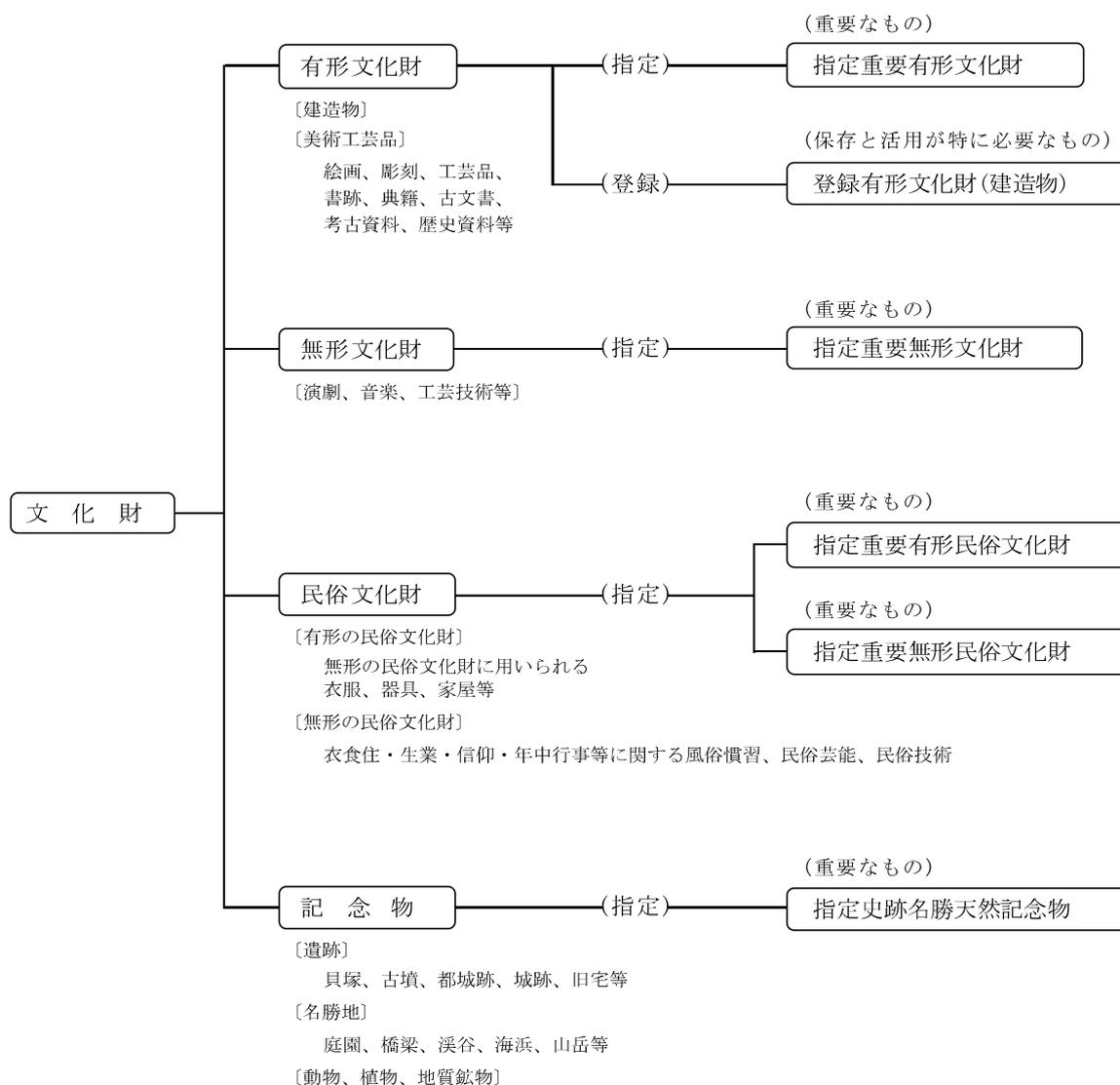
企画県民部（地域資源課・芸術文化課）、産業労働部（観光振興課）

農政環境部（自然環境課）

県土整備部（都市政策課・景観形成室・公園緑地課・住宅政策課）

教育委員会（社会教育課・歴史博物館・考古博物館）

## 県の文化財保護の体系



※ 指定文化財一覧等は文化財課 HP 参照

(<http://www.hyogo-c.ed.jp/~shabun-bo/gyouseisituhp/top/top.htm>)



指定・登録文化財の県内件数

(令和2年3月31日現在)

区分 地域 種別	国 指 定										県 指 定										合 計			
	神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波		淡 路	計	
	(1)			(2)	(3)	(5)					(11)													
有形文化財	建築物	23	8	9	7	20	20	6	10	6	0	109	17	8	37	26	26	31	9	24	18	14	210	319
	絵画	50	17	9	6	6	5	4	3	1	0	101	0	1	2	9	1	5	5	21	5	2	51	152
	彫刻	21	9	11	6	12	9	9	9	16	5	107	6	1	13	10	22	11	12	27	7	7	116	223
	工芸品	19	21	5	5	6	3	0	1	2	3	65	4	0	1	3	9	4	4	6	11	1	43	108
	書跡・典籍 古文書	19	9	6	3	1	1	2	0	2	0	43	3	2	0	1	3	2	1	7	2	1	22	65
	考古資料	14	25	1	1	0	2	0	2	0	3	48	0	11	10	36	16	6	11	11	5	5	111	159
	歴史資料	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	4	0	0	9	10
無形文化財	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	7	2*
民俗文化財	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	7	3	1	4	0	0	5	4	5	3	3	28	35	
	1	0	0	0	2	0	1	1	0	2	7	2	0	2	2	5	7	4	13	4	2	41	48	13*
史跡名勝 天然記念物	6	5	6	5	3	6	8	6	5	4	54	2	0	5	5	10	13	28	21	7	6	97	151	
	2	0	0	0	0	0	2	4	0	2	10	1	0	0	0	1	4	1	8	1	5	21	31	
	1	0	0	0	0	0	3	10	2	1	17	4	7	7	1	7	4	23	49	7	11	120	137	
重要文化的景観	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1												1	
重要伝統的建造物 群保存地区	1	0	0	0	0	0	1	2	2	0	6												6	
選定保存技術	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3												3	
合 計	(5)	(2)	(1)	(2)	(5)	(6)					(21)												(21)	
	162	97	47	33	52	50	39	53	42	22	597	45	34	81	93	101	93	103	196	70	57	873	1,470	
登録有形文化財 (建築物)	96	64	76	53	77	70	23	160	50	23	692	0	0	2	1	2	1	3	14	1	0	24	716	
登録有形文化財 (民俗)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1												1	
登録記念物 (名勝)	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5												5	

※ ( )内は、国宝・特別史跡で内数。

※ 地域を定めずに指定を受けているコウノトリ、イヌワシ、オオサンショウウオ、ヤマメ、オオワシ、オジロワシ、マガシ、コクガン、ヒシクイは含まない。

※ \*付の数字は、記録作成の措置を講ずべきものとして選択された無形文化財、無形の民俗文化財の数を示す。

※ 告示日をもって指定・登録件数に数える。

※ 複数の市町に及び、管理者も複数にわたる物件は以下のとおりで、それぞれの市町で1件と数えている。

なお、但馬御火浦は名勝と天然記念物それぞれで1件と数えている。

・国指定 史跡 赤松氏城跡 (上郡町・相生市・姫路市)

・国指定 名勝・天然記念物 但馬御火浦 (新温泉町・香美町)

兵庫県内における主な文化財調査一覧

参考資料4

分野	調査名	調査主体	報告書名(刊行年)		
建造物	民家調査	県教委	『兵庫の民家－播磨地区調査概報－』(S44)		
		西宮市教委	『西宮の民家』(S56)		
		龍野市教委	『龍野市指定文化財八瀬家住宅調査報告書』(H15)		
		三田市教委	『三田の茅葺民家－三田市歴史的景観基礎調査報告書－』(H21)		
		県教委	『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－』(H18)		
	近代化遺産	朝来市教委	『朝来市の近代化遺産調査報告書』(H20)		
		県教委	『兵庫県の近代和風建築－兵庫県近代和風建築総合調査報告書－』(H26)		
	近代和風	寺社	県教委	『兵庫県の近世社寺建築－兵庫県近世社寺建築緊急調査報告書－』(S55)	
			西脇市教委	『西脇市の寺社建築』(H12)	
			黒田庄町教委	『黒田庄町の寺社建築』(H14)	
			尼崎市教委	『尼崎の社寺建造物』(H14)	
			太子町教委	『太子町の寺社建築』(H17)	
			神河町教委	『神河町の寺社建築－(旧神崎町域)－』(H18)	
			神河町教委	『神河町の寺社建築－(旧大河内町域)－』(H21)	
			香美町教委他	『香美町寺社建築調査報告書』(H25)	
			猪名川町教委	『猪名川町の神社建築－その1 神社本殿の調査－』(H26)	
			養父市教委	『養父市を飾るまちの彫刻－養父市の社寺彫刻－』(H31)	
			石造物	神戸市教委	『神戸市文化財調査報告10 神戸の石造美術』(S42)
				芦屋市教委	『石造遺品分布調査報告』(S43)
				市川町	『市川町の石造物 神社編』(H1)
				市川町	『市川町の石造物 Ⅲ』(H2)
				福崎町教委	『福崎町の文化財第3集 石造遺品』(H5)
				新宮町教委	『新宮町の石造遺物－中世編－』(H7)
	五色町教委	『五色町の石造文化財』(H7)			
	大河内町教委	『大河内町の石造物』(H9)			
	赤穂市教委	『赤穂の石灯籠その1・その2』(H12)			
	自治体史	尼崎市		『尼崎市史 第10巻』(S49)	
		川西市		『川西市史 第7巻』(S52)	
		宝塚市		『宝塚市史 第7巻』(S55)	
		加古川市		『加古川市史 第7巻』(S60)	
		相生市	『相生市史 第4巻』(S62)		
		中町教委	『中町史 史料編』(S59) 『中町史 本編』(H3)		
		小野市	『小野市史 文化財編』(H8)		
		姫路市	『姫路市史 第15巻下』(H11)		
		御津町	『御津町史 第四巻史料編Ⅱ』(H11)		
		三田市	『三田市史 別編2』(H14)		
		揖保川町	『揖保川町史 第2巻』(H16)		
		加西市	『加西市史 第5巻 本編5 文化財(建造物)』(H16)		
		加西市	『加西市史 別巻 加西の石仏』(H19)		
		八千代町教委	『八千代町史 史料編』(H17) 『八千代町史 本編』(H19)		
		神戸市	『新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世』(H22)		
		高砂市	『高砂市史 第7巻』(H28)		
		その他	県教委	『兵庫の町並－篠山・室津・平福－』(S50)	
			神戸市教委	『神戸市内の近代洋風建築』(S59)	
			龍野市	『龍野の建築』(S62)	
			神戸市教委	『神戸の近代洋風建築』(H2)	
	神戸市教委		『神戸の茅葺民家・寺社・民家集落』(H5)		
神戸市教委	『神戸の茅葺民家・寺社・民家集落 補遺編』(H10)				
赤穂市教委	『赤穂の鳥居と狛犬』(H10)				
赤穂市教委	『赤穂の注連柱・百度石・手洗石』(H11)				
伊丹市教委	『伊丹の歴史的建造物』(H12)				
八鹿町教委	『八鹿町茅葺建造物調査報告書』(H16)				
県教委	『兵庫県登録文化財調査報告書』(H19)				
三田市教委	『三田の茅葺民家』(H21)				
養父市教委	『養父市3階建養蚕農家外観分布調査報告書－養父市3階建養蚕農家調査Ⅰ－』(H21)				
県教委	『兵庫県登録文化財調査報告書2』(H22)				
養父市教委	『養父市3階建養蚕農家建築構造調査報告書－養父市3階建養蚕農家調査Ⅱ－』(H23)				
高砂市教委	『高砂市文化財総合的把握モデル事業 文化財調査報告書』(H23)				
丹波市教委	『丹波市の歴史的建造物Ⅰ 山南町・柏原町編』(H27)				
丹波市教委	『丹波市の歴史的建造物Ⅱ 春日町・市島町編』(H30)				
丹波市教委	『丹波市の歴史的建造物Ⅲ 青垣町・氷上町編』(R2)				
美術工芸品	仏像		五色町教委	『五色町仏像調査報告書』(H8)	
			加美町教委	『加美町の仏像』(H13)	
			多可町教委	『多可町の彫像 ～中区・八千代区・加美区補足編～』(H27)	
	歴史資料等		加美町教委	『加美町史 史料編』(S59)	
		中町教委	『中町史 史料編』(S59)		
		市川町	『市川町の道標』(S62)		

分野	調査名	調査主体	報告書名(刊行年)	
		市川町	『市川町の絵馬』(H3)	
		神崎町教委	『神崎町の石仏』(H6)	
		大河内町教委	『大河内町の石仏 第1集』(H7)	
		大河内町教委	『大河内町の石仏 第2集』(H8)	
		揖保川町史編集室	『瓦質祠』(H13)	
		市川町	『市川町史編集資料目録集1』(H13)	
		市川町	『市川町史編集資料目録集2』(H15)	
		加美町教委	『加美町の道標』(H15)	
		加美町教委	『加美町の絵画・書』(H16)	
		八千代町教委	『八千代町史 史料編』(H17)	
		市川町	『市川町史 史料編』(H17)	
		赤穂市教委	『赤穂の石仏』(H19)	
		多可町教委	『多可町の書画 ～中区・八千代区・加美区補足編～』(H23)	
		多可町教委	『多可町の版木』(H25)	
		神河町教委	『神河町の歴史文化遺産Ⅱ－歴史史料総合調査の成果－』(H26)	
		多可町	『多可の里風土記 ～62集落を訪ねて～』(H27)	
		多可町教委	『多可町の石造物～石仏・道標編～』(H29)	
		自治体史	尼崎市	『尼崎市史 10巻』(S49)
			川西市	『川西市史 第7巻』(S52)
			宝塚市	『宝塚市史 第7巻』(S55)
			加古川市	『加古川市史 7巻』(S60)
			神戸市	『新修神戸市史 歴史編Ⅰ 自然・考古』(H1)
			姫路市	『姫路市史 第15巻中』(H7)
			小野市	『小野市史 文化財編』(H8)
			太子町	『太子町史 第1巻』(H8)
			御津町	『御津町史 第四巻史料編Ⅱ』(H11)
			東浦町	『東浦町史』(H12)
			三田市	『三田市史 第12巻』(H14)
加西市	『加西市史 第4巻 本編4 文化財(美術・工芸)』(H15)			
揖保川町	『揖保川町史 第2巻』(H16)			
神戸市	『新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世』(H22)			
高砂市	『高砂市史 第7巻』(H28)			
中町教委	『中町史 史料編』(S59) 『中町史 本編』(H3)			
八千代町教委	『八千代町史 史料編』(H17) 『八千代町史 本編』(H19)			
多可町教委	『杉原紙総合調査報告書』(H31)			
無形文化財	工芸技術			
民俗文化財	有形民俗		神戸市教委	『神戸市文化財調査報告7 神戸の農村舞台－歌舞伎舞台を中心に－』(S39)
		尼崎市教委	『尼崎の民具』(S46)	
		尼崎市教委	『尼崎の農具』(S60)	
		尼崎市教委	『尼崎の漁業』(S63)	
		尼崎市教委	『尼崎の絵馬』(S63)	
	但東町教委	『但東の農村歌舞伎舞台』(H13)		
	生業	県教委	『丹波の窯業－今田町立杭を中心に－』(S50)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第1巻』(H1)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第2巻』(H2)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第3巻』(H2)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第4巻』(H3)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第5巻』(H3)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第6巻』(H5)	
		委員会	『赤穂塩業史料集第7巻』(H6)	
	風俗慣習等	県教委	『兵庫県の民謡－兵庫県民謡緊急調査報告書－』(S56)	
		県教委	『兵庫県の民俗地図(兵庫県緊急民俗文化財分布調査報告書)』(S58)	
		赤穂市	『赤穂のしごとうた・わらべうた第1集』(S60)	
		赤穂市	『赤穂の地名』(S60)	
		研究会	『赤穂の昔話第1集』(S60)	
		研究会	『赤穂の昔話第2集』(S61)	
		研究会	『赤穂のしごとうた・わらべうた第2集』(S61)	
		県教委	『兵庫県の諸職－兵庫県諸職関係民俗文化財調査』(S63)	
		県教委	『兵庫県の方言－兵庫県方言収集緊急調査報告書』(H1)	
		実行委員会	『多可町の年中行事Ⅰ』(H26)	
		姫路市教委	『姫路の年中行事 共同体編』(H29)	
		民俗芸能	神戸市教委	『神戸の民俗芸能(東灘区)』(S50)
	神戸市教委		『神戸の民俗芸能(灘・葦合・生田区)』(S51)	
	県教委		『兵庫の民俗芸能』(S51)	
	神戸市教委		『神戸の民俗芸能(兵庫・北区)』(S52)	
	神戸市教委		『神戸の民俗芸能(須磨・長田区)』(S53)	
	神戸市教委		『神戸の民俗芸能(垂水区)』(S54)	
	研究会		『赤穂の民俗その1－坂越編(1)－』(S59)	
研究会	『赤穂の民俗その2－坂越編(2)－』(S60)			
研究会	『赤穂の民俗その3－有年編(1)－』(S60)			
研究会	『赤穂の民俗その4－有年編(2)－』(S61)			

分野	調査名	調査主体	報告書名(刊行年)		
		研究会	『赤穂の民俗その5-御崎編-』(S61)		
		研究会	『赤穂の民俗その6-塩屋編-』(S62)		
		研究会	『赤穂の民俗その7-加里屋・上仮屋編-』(S63)		
		研究会	『赤穂の民俗その8-千種川流域編-』(H1)		
		研究会	『赤穂の民俗その9-尾崎編-』(H2)		
		研究会	『赤穂の民俗その10-福浦編-』(H5)		
		研究会	『赤穂の民俗その11-補遺編-』(H6)		
		県教委	『兵庫県の民俗芸能-民俗芸能レッドデータブック-』(H9)		
		実行委員会	『淡路島の民俗芸能Ⅰ-ダンジリと芸能-』(H25)		
		実行委員会	『淡路島の民俗芸能Ⅱ-風流-』(H26)		
		実行委員会	『但馬の民俗芸能Ⅰ-風流-』(H28)		
		実行委員会	『但馬の民俗芸能Ⅱ-ダンジリ・三番叟-』(H29)		
		祭礼	県教委	『播磨の祭礼-屋台とダンジリ-』(H17)	
	県教委		『稚児の祭礼-ヒトツモノをめぐる-』(H18)		
	県教委		『播磨の王の舞』(H19)		
	県教委		『丹波の曳山祭礼』(H20)		
	県教委		『丹波市の祭礼』(H21)		
	西宮市教委		『西宮の祭礼(1)-兵庫県西宮市のだんじり調査報告書-』(H22)		
	高砂市教委		『高砂市文化財総合的把握モデル事業 文化財調査報告書』(H23)		
	神戸市教委		『無形民俗文化財調査報告書 東灘区のだんじり祭り』(H20)		
	県教委		『兵庫県の祭り・行事』(R2)		
	緊急調査		県教委	『上生野(生野ダム水没地区民俗資料緊急調査報告書)』(S44)	
			県教委	『小代(小代地区民俗資料緊急調査報告書)』(S45)	
		県教委	『沼島(沼島地区民俗資料緊急調査報告書)』(S46)		
		県教委	『千種(西播奥地民俗資料緊急調査報告)』(S47)		
		県教委	『但馬海岸(但馬海岸地区民俗資料緊急調査報告書)』(S49)		
	自治体史	尼崎市	『尼崎市史 10巻』(S49)		
		宝塚市	『宝塚市史 4巻』(S52)		
		川西市	『川西市史 第7巻』(S52)		
		竹野町	『竹野町史 民俗編』(H3)		
		養父町	『養父町史 民俗編』(H6)		
		姫路市	『姫路市史 第15巻上』(H4)		
		御津町	『御津町史 第4巻史料編Ⅱ』(H11)		
		揖保川町	『揖保川町史 第2巻』(H16)		
		大屋町	『大屋町史 民俗編』(H16)		
		三田市	『三田市史 第9巻』(H16)		
		市川町	『市川町史 史料編』(H17)		
		加西市	『加西市史 第6巻 本編6 民俗』(H19)		
		史跡	歴史の道	県教委	『歴史の道調査報告 西国三十三所巡礼道』(H3)
				県教委	『歴史の道調査報告 山陽道(西国街道)』(H4)
	県教委			『歴史の道調査報告 山陰道』(H5)	
	県教委			『歴史の道調査報告 美作道』(H6)	
	県教委			『歴史の道調査報告 加古川・円山川の舟運』(H7)	
	県教委			『歴史の道調査報告 淡路往還(南海道)』(H8)	
	近代遺跡		文化庁	『近代遺跡調査報告書-鉱山-』(H14)	
			文化庁	『近代遺跡調査報告書-政治(官公庁等)-』(H26)	
			文化庁	『近代遺跡調査報告書-軽工業-』(H27)	
文化庁			『近代遺跡調査報告書-重工業-』(H28)		
文化庁			『近代遺跡調査報告書-エネルギー産業-』(H28)		
その他	県教委		『兵庫県の台場・砲台』(H25)		
名勝	近代庭園		文化庁	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』(H24)	
	名勝総合調査	文化庁	『名勝に関する総合調査』(H25)		
天然記念物		新宮町教委	『新宮の自然』(H11)		
		実行委員会	『城跡と樹木』(H27)		
文化的景観	農林水産業関連	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』(H15)		
	採掘・製造等関連	朝来市	『生野鉱山と鉱山まちの文化的景観保存調査報告書』(H21)		
伝統的建造物群		文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』(H22)		
		篠山市教委	『丹波篠山/兵庫県篠山市歴史的其他町並保全整備調査研究報告書』(S51)		
		神戸市教委	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査概要』(S51)		
		龍野市教委	『龍野のまちなみ 龍野市文化環境・歴史的景観調査』(S55)		
		神戸市教委	『酒のふるさと・灘の酒蔵 東灘・灘酒蔵地区伝統的建造物群調査報告書』(S56)		
		龍野市	『龍野市川西地区伝統的建造物群保存対策調査』(S57)		
		神戸市教委	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査報告』(S57)		
		佐用町	『平福伝統的建造物群保存対策調査報告書』(S61)		
		神戸市	『北野・山本地区伝統的建造物群保存地区保存対策調査事業報告書』(S62)		
		御津町教委	『室津-伝統的建造物群保存対策調査報告書-』(S63)		
		赤穂市	『坂越伝統的建造物群保存対策調査<概要報告>』(H3)		
		神戸市教委	『異人館のある町並み 北野・山本』(H12)		
		出石町教委	『伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書(出石城下町地区)』(H13)		
		篠山市教委	『篠山市篠山伝統的建造物群保存対策調査報告書』(H16)		

分野	調査名	調査主体	報告書名(刊行年)
		篠山市教委	『篠山市福住地区伝統的建造物群保存対策調査報告書』(H21)
		養父市教委	『養父市大杉地区伝統的建造物群保存対策調査報告書-建築編-』(H28)
		養父市教委	『養父市大杉地区伝統的建造物群保存対策調査報告書-保存対策編-』(H30)
		たつの市	『龍野-たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書-』(R1)
埋蔵文化財	古代官道	県教委	『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅰ』(H22)
		県教委	『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅱ』(H25)
		県教委	『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅲ』(H29)
		県教委	『兵庫県古代官道関連遺跡調査報告書Ⅳ』(H30)
	中世城館	県教委	『兵庫県の中世城館・荘園遺跡-兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告-』(S57)
		豊岡市	『竹野町の中世城郭』(H10)
		実行委員会	『豊岡市の城郭集成Ⅰ、Ⅱ』(H24)
	製塩	県教委	『製塩遺跡Ⅰ(津名郡)』(H5)
	製鉄	県教委	『製鉄遺跡Ⅰ(佐用郡)』(H4)
		県教委	『製鉄遺跡Ⅱ(波賀町)』(H6)
	製銅	県教委	『製銅遺跡Ⅰ』(H6)
		中町教委・調査会	『播磨産銅史の研究』(S61)
		調査会	『兵庫鋳業史の研究Ⅰ』(H6)
	採石	県教委	『採石遺跡Ⅰ(高砂市)』(H5)
	自治体史	黒田庄町	『黒田庄町史』(S47)
		芦屋市	『新修芦屋市史 資料編1』(S51)
		西脇市	『西脇市史 史料篇』(S51)
		川西市	『川西市史 第4巻』(S51)
		宝塚市	『宝塚市史 第4巻』(S52)
		山崎町	『山崎町史』(S52)
尼崎市		『尼崎市史 11巻』(S55)	
西脇市		『西脇市史 本篇』(S58)	
千種町		『千種町史』(S58)	
赤穂市		『赤穂市史 第4巻』(S59)	
加美町教委		『加美町史 史料編』(S59)	
龍野市		『龍野市史 第4巻史料編Ⅰ』(S59)	
明石市		『明石市史資料 第4集』(S60)	
宍粟郡一宮町		『一宮町史』(S60)	
波賀町		『波賀町史』(S61)	
出石町		『出石町史 第3巻』(S62)	
太子町		『太子町史 第3巻』(S63)	
神戸市		『新修神戸市史 歴史編Ⅰ 自然・考古』(H1)	
太子町		『太子町史 第3巻』(H1)	
福崎町		『福崎町史 第3巻』(H2)	
中町教委		『中町史 本編』(H3)	
兵庫県		『兵庫県史 考古資料編』(H4)	
出石町		『出石町史 第4巻』(H5)	
日高町		『日高町史 史料編』(H5)	
豊岡市		『豊岡市史 史料編下』(H5)	
加古川市		『加古川市史 第4巻』(H8)	
御津町		『御津町史 第3巻史料編Ⅰ』(H9)	
小野市		『小野市史 資料編Ⅰ』(H9)	
上郡町		『上郡町史 第3巻』(H11)	
御津町		『御津町史 第四巻史料編Ⅱ』(H11)	
揖保川町		『揖保川町史 第3巻』(H13)	
市川町		『市川町史 史料編』(H17)	
宍粟郡一宮町		『一宮町史 史料編』(H17)	
高砂市		『高砂市史 第4巻』(H19)	
八千代町教委		『八千代町史 本編』(H19)	
神戸市		『新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世』(H22)	
姫路市		『姫路市史 第7巻下』(H22)	
三田市		『三田市史 第8巻』(H22)	
加西市		『加西市史 第7巻 資料編1 考古』(H22)	
歴史文化遺産		豊岡市	『竹野町文化財悉皆調査報告書』(H17)
		篠山市	『篠山市歴史文化基本構想』(H23)
		篠山市	『篠山市歴史文化基本構想 資料編』(H23)
		高砂市	『高砂市歴史文化基本構想』(H23)
		姫路市	『姫路市歴史文化基本構想』(H24)
		新温泉町	『新温泉町歴史文化遺産活用計画』(H26)
		淡路市	『淡路市歴史文化基本構想』(H27)
		朝来市	『朝来市歴史文化基本構想』(H28)
		神河町	『神河町歴史文化基本構想』(H28)
		神河町	『神河町歴史文化基本構想 資料編 かみかわ歴史文化遺産カルテ』(H29)
		豊岡市	『豊岡市歴史文化基本構想』(H29)
	赤穂市	『赤穂市歴史文化基本構想』(H30)	
	加西市	『加西市歴史文化基本構想』(H30)	

分野	調査名	調査主体	報告書名(刊行年)	
その他		加古川市	『加古川市歴史文化基本構想』(R1)	
		龍野市教委	『播磨国鶴荘現況調査報告Ⅴ』(H5)	
		たつの市教委	『新解 播磨国風土記揖保郡条』(H28)	
	広域文化財群		県教委	『徳川大坂城東六甲採石場』(H20)
			実行委員会	『淡河川山田川疏水調査報告書』(H24)
			県教委	『平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究報告書』(H24)
			実行委員会	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する研究1－』(H25)
			実行委員会	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する研究2－』(H26)
			実行委員会	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する研究3－』(H27)
			実行委員会	『広域に所在する文化財群の調査と活用－播磨国風土記関連文化財群に関する研究4－』(H28)
			実行委員会	『広域に所在する文化財群の調査と活用－幕末・明治の海防関連文化財群の調査研究－』(H27)

---

# 兵庫県文化財保存活用大綱

—歴史文化遺産を未来に伝えるために—

令和2（2020）年3月発行

編集・発行 兵庫県教育委員会事務局文化財課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL 078(362)3783 FAX 078(362)3927

---

